

神戸市いじめ問題対策連絡協議会開催要綱

平成26年4月1日
教育長決定

(趣旨)

第1条 市のいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめ防止対策について専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 連絡協議会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、または任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 弁護士

(3) 兵庫県警察本部少年育成課代表者

(4) 神戸地方法務局人権擁護課代表者

(5) スクールカウンセラー

(6) 神戸市青少年育成協議会代表者

(7) 電話相談業務担当者

(8) 学生スクールサポーター

(9) こども家庭局こども家庭センター代表者

(10) こども家庭局こども青少年課代表者

(11) 神戸市立小学校校長会代表者、神戸市立中学校校長会代表者、神戸市立高等学校校長会代表者、神戸市立特別支援学校校長会代表者

(12) 神戸市立小学校PTA連合会代表者、神戸市立中学校PTA連合会代表者、神戸市立高等学校PTA連合会代表者、神戸市立特別支援学校PTA連合会代表者

(13) 神戸市教育委員会事務局代表者

2 前項の規程により委嘱し、または任命する委員の人数は、23名以内とする。

(任期)

第3条 委員（前条第1項第13号に掲げる者のうちから任命されたものを除く。以下この条において同じ。）の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の指名)

第4条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(連絡協議会の公開)

第5条 連絡協議会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合。

(2) 連絡協議会を公開することにより公正かつ円滑な連絡協議会の進行が著しく損なわれると認められる場合。

2 連絡協議会の傍聴に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の開催に必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則（平成26年4月1日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則（平成27年7月1日一部改正）

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

附 則（平成29年3月30日一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。